**南部町農産物フェア出店要項（令和７年度）**

第1　条件

　出店できる者の条件は、本要項及び別に定める開催要項、誓約事項等を遵守、誓約できる者とし、次のいずれかに該当する者とする。

（1）出店代表者が南部町に住所を有する者であること。

（2）事業所（店舗等）が南部町内に常設してあること。

（3）前回の南部町農産物フェアに出店し、撤去命令を受けていないこと。

（4）上記以外において総合的に判断し、出店が相応しいと実行委員会が認めた者。

第２　出店を禁ずる者

　次のいずれかに該当する者は出店を禁止する。

（1）開催趣旨および運営方法等に異議のある者。

（2）出店名義の又貸しまたは、その疑いがあると実行委員会が判断した者。

（3）自己または出店関係者が次のいずれかに該当する者。

　　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員

　　・暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者。

　　・暴力団員と関係を有している者、またはその疑いのある者。

（4）無断で出店者説明会を欠席した者。

（5）上記以外において総合的に判断し、出店に相応しくないと実行委員会が判断した者。

第３　規則

（1）出店場所

　　　出店場所は事務局が決定します。

（2）キャンセル

　　　出店キャンセルの申し出は11月1日までとし、これ以降のキャンセルについては物品リース等の都合上、出店料はお支払いいただきますので、くれぐれもご注意ください。

当日、何らかの原因で出店をキャンセルする場合は、事前に事務局へ連絡をお願いします。また、指定の時間までに出店者が来場していない場合は、キャンセル扱いとし、出店料等の返還はいたしません。

（3）販売場所

　　　決められた区画を超えての販売はできません。

（4）出店場所へのゴミ捨て場の設置及び清掃業務

　　　飲食物を販売する場合は、自分の出店場所にゴミ捨て場を設置してください。また、販売場所及びその周辺は必ず清掃し、集めたゴミは各自で持ち帰ってください。

（5）会場設営および商品の搬出入

　　　会場は全出店者が協力し合い、実行委員会および事務局の指示のもと設営してください。また、車両は決められた駐車場に止め、商品を搬出入してください。

（6）途中退場

　　　商品の売切れや緊急の用事等により、途中退場する際に車両を使用する場合は、他の出店者や来場者の邪魔にならないようにしてください。

（7）事故責任

　　・人身及び物損事故を起こした場合、当事者間の責任となります。

　　・商品の盗難、破損等は出店者の責任において処理してください。

（8）その他

　　　上記以外で協議が必要な案件については、実行委員会が協議、決定します。

第４　禁止事項

（1）法律に違反する物品（麻薬、拳銃、盗品、刃物類、コピー商品等）の販売

（2）町外の企業および、町または町と直接関わりのない企業等の宣伝行為、また、それと同様と見なされる行為　※当該企業等の承諾の有無に関わらず禁止します。

（3）政治、宗教等の宣伝活動

（4）会場内での飲酒

第５　その他注意事項

（1）会場の設営（準備及び片付け）は出店者相互に協力し合ってください。

（2）保健所等への申請を各自必ず行い、期日までに許可証を事務局へ提出してください。また、イベント当日はテント内へ許可証を備え付けてください。

（3）「あおもり鍋自慢」イベントとの併催日は、販売する飲食物に制限がありますので必ず内容を確認してください。

（4）借用した物品は大切に扱い、汚れを落として返却してください。

（5）代表者以外の出店関係者へ各種要項を周知し、遵守を徹底してください。

（6）購入者の商品を運搬するサービスを心がけ、各自台車を準備してください。

（7）熱源は各自準備するものとし、火気を使用する場合は消火器を備えつけてください。

（8）喫煙は所定の場所でお願いします。

（9）その他、出店について必要と認められる事項については、随時、実行委員会または事務局が決定、指示することとなりますので、それに従ってください。